



## 第 27 号

野々山 宏  
KCCN 副理事長  
弁護士

### 消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する

- 1, 消費者庁・国民生活センター・消費者委員会（以下、まとめて「消費者庁等」と言います）の徳島移転問題は、多くの反対にも関わらず、2016年3月13日からの板東長官以下の「試行」が実施されるなど、極めて危険な状況にあります。まち・ひと・しごと創生本部はやそのもとで検討している有識者会議では、消費者庁のほか7つの機関について地方移転が検討されていますが、2016年3月22日に基本方針を公表し、観光庁や特許庁は「司令塔機能の確保」や「機能を維持する人員の確保の不足」などを理由に、地方移転は見送られる状況にあります。この「司令塔機能の確保」や「機能を維持する人員の確保の不足」は、観光庁や特許庁と比べても消費者庁等にこそあてはまるものです。基本方針は、消費者庁等については結論を8月に延ばして、その間「試行」を続けていく方向性を示していますが、到底納得できるものではありません。
- 2, そもそも、まち・ひと・しごと創生本部やそのもとで検討している有識者会議では、①官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関、②中央官庁と日常的に一体として業務を行う機関、③現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる機関は、地方移転にふさわしくないとの基準を表明していました。さらに、①「全国の中で、なぜそこか」について、地域特性と全国を対象とする国の機関としてのミッションとの関係が明確であること。このことについて、提案した都道府県以外の地域からも理解が得られるものであること。②政策企画立案機能について、そこで政策を企画立案することによって生じる全国的なメリットがデメリットよりも大きいと理解が得られること。③自治体等の協力も得つつ、政策執行における効率性の維持向上（財政面、組織人員面）が期待できることを「重要な視点」としてあげてきました。これらの基準や視点からしても、消費者庁等は、中央官庁と日常的に一体として消費者行政の司令塔機能をはたし、安全について政府の危機管理業務を担い、経験を積んだ相談員や有識者の確保などが必要で、地方移転でこれらが困難になり機能の維持に問題があります。さらに他の当道府県の理解が十分に得られるとは思われないなど、地方移転を見送るべき機関です。
- 3, また、手続上も問題があります。①消費者委員会と国民生活センター相模原施設は当初移転対象ではありませんでした。ところが、申し出期間を過ぎてから、突然、徳島県が申し出てこれだけ受け付けられて両者は移転対象となりました。いわゆる後出しであり、他

の機関との公平や手続の透明性の上で問題です。②国民生活センター相模原事務所は、返還された米軍基地の跡地に設置されています。この米軍基地跡地利用を巡っては、様々な議論や交渉を経て、消費者問題の緊急性と重要性から国と地元自治体との間で合意されて設置された経緯があります。今回の移転は、これらの経緯に全く考慮しない問題があります。

4、「試行」にも問題があります。①「試行」は、移転を前提として課題を検証するとの位置づけと聞いています。しかしながら、消費者庁等の移転は未だ議論の最中であり、多くの反対もあり、そのような中であたかも移転を前提とする試行業務を先行させることは問題です。②消費者庁等の移転に伴う問題点は、司令塔機能の後退、法改正対応への懸念、緊急事態における機能低下など、長期の取り組みにおいて影響が出てくる問題点です。短期間の「試行」で検証できるものではありません。

5、さらに、現実的な懸念として産業育成を担う多くの中央省庁が移転せずに東京に残されたまま、消費者行政を担う機関のみ、中央省庁と切り離して徳島県に移転することは、それぞれの機関の機能や役割を低下させます。消費者被害の予防と救済、そして国民の生活の安心・安全を脅かす結果となり、そのつけは国民や消費者が負うことになるのです。

## 【 消費者庁 】

- ① 消費者行政の司令塔機能を発揮するには、対立意見への説明、説得、調整が不可欠。テレビ会議では不十分です。
- ② 毎年のようにある所管法の制定・改正への対応が不十分となり、これまでのような法案提案機能が後退します。
- ③ 消費者の安心・安全な生活に関わる緊急事態等の対応ができない事態が生じます。緊急事態が発生したときに、官邸との緊急協議や上記の会議の参加、招集、会議の主催が徳島県にあって可能か、テレビ会議でできるか極めて疑問です。
- ④ 創設以来歴史も浅く、構成人員も少ない。ICTによる行政措置が未だ根付いているわけではない。地方移転による司令塔機能としての影響力の低下は免れません。

## 【 国民生活センター 】

- ① 消費者被害に対する関係省庁との調整による情報発信、問題提起、事業者対応が不十分となります。意見の対立する場面も多く、テレビ会議では反対意見を持つ相手に時間を確保してもらえるか、テレビ会議設備に来てもらえるか、資料の交付や相手の意見を変えられる説得性を持つことができるのか、などの懸念があります。
- ② 相談、あっせん、ADR、商品テストによって判明した危険への対応において事業者を

呼んで解決を図り、対応の改善を求めています。問題を発生させた事業者が徳島県まで来てくれるか、テレビ会議設備まで来てくれるのか、テレビ会議で有効な説明・説得ができるのか疑問です。

- ③ 経由相談などを担う経験を積んだ消費生活相談員やADRを担う専門家の確保ができず、消費者被害の予防、紛争解決における自治体の支援機能が低下します。
- ④ 国民生活センターの注意喚起情報はマスコミに取り上げてもらい国民に届いています。マスコミが自ら取り上げるというより、積極的に働きかけて取りあげてもらっている状況の中で、徳島県のマスコミの状況で全国発信がこれまでと同様にできるかは疑問です。
- ⑤ 相模原に施設がある中で、商品テスト施設を新たに構築したり全国から集まる研修では交通の便など財政の無駄が生じます。

### 【 消費者委員会 】

- ① 意見や建議の対象となる関係省庁や事業者への実態調査や意見交換がテレビ会議で十分にできるか疑問。監視機能が低下する懸念があります。
- ② 諮問などの基づく様々な審議会機能を果たすための有識者を集め、必要な会議が開催できるか疑問。これらをすべてテレビ会議で実施することが有効とは思えません。

6、まち・ひと・しごと創生本部や有識者会議の示した評価基準に照らしても、また、手続上や現実的に想定される多くの問題があり、消費者行政を担う機関のみ、中央省庁と切り離して徳島県に移転することは各機関の機能や役割を低下させ、その不利益を受けるのは、国民であり消費者です。

消費者被害の予防と救済、そして国民の生活の安心・安全を脅かす結果となることから消費者庁等の地方移転には強く反対します。

(2016年3月)